

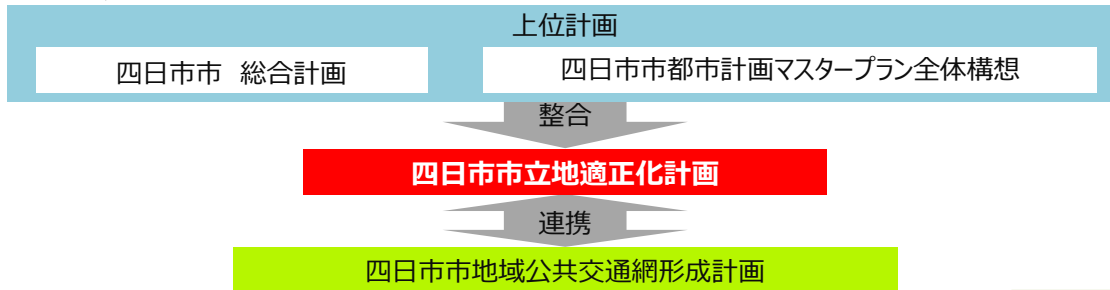
立地適正化計画の概要について

1. 背景・目的

人口減少・高齢化が進展する中、都市の持続性の確保が大きな課題となっています。こうした課題への対応に向けて、平成 26 年に国において都市再生特別措置法が改正され、公共交通と連携し、居住や都市機能の誘導により集約型の都市構造を目指す「立地適正化計画」制度が創設されました。

2. 計画の位置付け

上位計画である四日市市総合計画、四日市市都市計画マスタープラン全体構想との整合を図りながら、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、公共交通に関する部門計画である四日市市地域公共交通網形成化計画との連携により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の持続可能な都市構造の形成を目指すものです。



3. 立地適正化計画で定める事項

▶立地適正化計画の区域＝都市計画区域

- ・市街化区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定める

▶居住誘導区域（市街化区域内）

- ・人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を定める

▶都市機能誘導区域（居住誘導区域内）

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域を定める

▶誘導施設

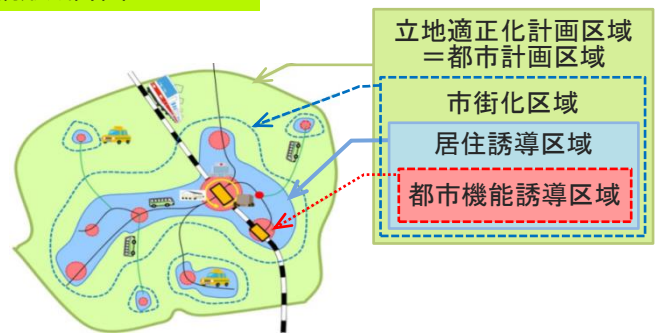
- ・都市機能誘導区域への立地を誘導する施設を定める

▶基本的な方針

- ・まちづくりの理念や目標、計画により実現を目指すべき将来の都市像を示す

▶誘導施策

- ・基本的な方針に沿って都市機能や居住の誘導を図る施策を定める



4. 今後のスケジュール

令和元年 10 月 3 日	都市計画審議会
令和元年 10 月 4 日～11 月 1 日	市民意見募集（パブリックコメント）
令和元年 12 月	市議会都市環境常任委員会協議会
令和 2 年 1 月	都市計画審議会意見聴取（法に基づく）
令和 2 年 3 月	策定